

家 > 医師TOP > 特設サイト > 医療・介護経営 (日経ヘルステア) > 裁判官が語る医療訴訟の実像  
 > ワクチンで後遺障害、医師は賠償責任を負う？



裁判官が語る医療訴訟の実像

フォロー中

## ワクチンで後遺障害、医師は賠償責任を負う？

2021/03/24

大島 真一 (大阪高裁 部総括判事)

医療安全

予防接種 訴訟 国家賠償法

印刷

シェア 30

0

ツイート

今回は、「**予防接種**」について考えてみます。

現在、新型コロナウイルス感染症の予防接種が進められていますが、予防接種法に新たに新型コロナウイルス感染症の規定が設けられており、国が費用を負担すること（同法附則7条）などが盛り込まれています。

予防接種について同法2条1項では、「疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう」と規定しています。

予防接種法による予防接種は、被接種者個人のためだけでなく、社会に疾病をまん延させないため、つまり社会全体のために実施されるものですから、予防接種を受けたことにより疾病等が生じた場合は、健康被害救済制度に基づき、医療費の自己負担分の他、医療手当など定額の給付をすることになっています（同法15～17条）。

### 裁判の根拠となるのは国家賠償法

一方で、被接種者の中には、その額を超える給付を求めて**裁判**を起こすケースもあります。その場合の根拠となるのが、**国家賠償法**です。

従来、予防接種を受けることは義務とされていましたが、平成6年改正により、強制接種ではなく任意接種となりました（同法8条）。ただ、任意とはいっても、予防接種の実施は前記の目的等に鑑みて、国家賠償法1条1項で定められている「公権力の行使」に当たると解されています。したがって、被接種側が裁判を起こす場合、民法上の不法行為ではなく、国家賠償請求によって救済を求めることになるわけです。

国家賠償法1条1項では、公務員個人は損害賠償責任を負わないとしています。ここでいう「公務員」とは官庁などで働く公務員に限りません。「私人」であっても、国から委託を受けて国の事務を引き受けたと考えられる場合には「公務員」と考えます。つまり、**予防接種において接種を担当した医師個人は損害賠償責任を負わず**、これは民間施設に勤務する医師が国から委託を受けて予防接種を行った場合も同様ということです。

損害賠償責任を負わない理由としては、(1) 条文上、「国または公共団体」が責任を負うと定められている、(2) 被害者として国または公共団体から確実に賠償を得られる以上、個人の責任を追及する必要はない、(3) 個人が責任を追及されるおそれがあると、公務員を萎縮させ公務の適正な執行まで抑制されるおそれがある——ことなどが挙げられています<sup>1)</sup>。

国家賠償法1条1項に基づき国または公共団体の賠償が認められる要件として、公務員の「故意または過失」が定められています。予防接種に関して言えば、接種をした医師に故意か過失があることが、国家賠償請求が認められる要件となります。

予防接種に関し、医師の過失の有無が最高裁まで争われた裁判例として、最高裁平成3年4月19日判決（民集45巻4号367ページ）があります。内容は以下の通りです。

## 1. 事案の概要

昭和43年に生後6カ月の幼児が痘瘡の予防接種を受けましたが、接種後、脳炎に罹患し、両下肢麻痺、知能発達障害が残ったことについて、医師の問診義務違反が争われました。幼児は、接種実施日の5日前に咽頭炎による発熱（38.8度）がありましたが、解熱薬を含む投薬により、接種当日は発熱はなかったとされています。

原審（札幌高裁昭和61年7月31日判決）は、幼児は、本件接種当日には一時的にかかった咽頭炎が既に治癒した状態にあったので、禁忌者には該当せず、予防接種をしたことは正当であったと判断。これに対し、親が最高裁に上告しました。

なお、予防接種法では、問診、検温、診察により健康状態を調べて、当該予防接種を受けることが適当でないと認めた場合には、その者に対して予防接種をしてはならないとし、明らかな発熱を呈している者など禁忌者を具体的に定めています（予防接種法7条、同施行令1条の3、同施行規則2条）。

## 2. 最高裁の判断

最高裁は、次の通り述べて札幌高裁の判決を破棄し、差し戻しました。

「予防接種を受けた者に重篤な後遺障害が発生する原因としては、被接種者が禁忌者に該当していたこと、又は被接種者が後遺障害を発症しやすい個人的素因を有していたことが考えられるところ、禁忌者として掲げられた事由は、一般通常人がなり得る病的状態、比較的多く見られる疾患又はアレルギー体質等であり、ある個人が禁忌者に該当する可能性は個人的素因を有する可能性よりもはるかに大きいものというべきであるから、予防接種によって後遺障害が発生した場合には、当該被接種者は禁忌者に該当していたことによって後遺障害が発生した高度の蓋然性があると考えられる。したがって、予防接種によって後遺障害が発生した場合には、禁忌者を識別するために必要とされる予診が尽くされたが禁忌者に該当すると認められる事由を発見することができなかったこと等の特段の事情が認められない限り、被接種者は禁忌者に該当していたと推定するのが相当である。（中略）本件接種当日において幼児に発熱がなかったとの事実認定の基礎とされた母親の供述も検温の結果に基づくものではなく、観察に基づく判断にすぎないのである。（中略）そうすると、予防接種を実施した医師が禁忌者を識別するために必要とされる予診を尽したかどうか等を更に審理する必要がある」（下線は筆者による）

差し戻し後の札幌高裁平成6年12月6日判決（判例タイムズ893号119ページ）は、担当医師は適切な問診を尽くさずに接種したなどと判示し、国と市の責任を認めました。

## 3. 解説

すべきとしています。これは、「禁忌者であることは後遺障害の発生原因の1つである」とする前提に立っているということです。

予防接種後の後遺障害の発生機序については不明な部分もありますが、仮に、医学的に解明されていないことを理由として、禁忌者に対する接種と接種後の後遺障害との因果関係を否定するとしますと、そもそも禁忌者への接種を禁じるという予防接種実施規則の規定が法的に無意味なものになりかねません。最高裁は、「禁忌者であることは後遺障害の発生原因の1つである」ことを前提として、禁忌者に当たるかどうかを確認するための必要な問診が尽くされていたかを審理するために差し戻したと考えられます。

#### 【参考文献】

1) 増森珠美『最高裁判所判例解説民事編平成19年度（上）』24ページ等。

1

シェア 30

0

ツイート

## 著者プロフィール

おおしま しんいち氏●1984年神戸大学法学部卒、司法修習生（38期）。京都地裁判事、大阪高裁判事、神戸大学法科大学院教授、大阪地裁判事などを経て、2017年徳島地裁所長、2018年奈良地裁所長、2020年2月より現職。大阪地裁では医療訴訟を扱う医事部の総括を務めた。『Q&A医療訴訟』（判例タイムズ社）などの著書がある。



## 連載の紹介

### 裁判官が語る医療訴訟の実像

医療訴訟が提起されたらどのようなプロセスを経て和解や判決に至るのか、個々の裁判に影響を与えるリーディング・ケース（重要判例）とは――。大阪地裁で医療訴訟を専門に取り扱った経験を持つ著者が、これまでの経験を踏まえ、医療訴訟の実像を分かりやすく紹介します。

フォロー中

### 忙しい先生の代わりに開業に必要なアレコレ集めました 『日経メディカル開業サポート』オープン！

「開業したいけど、何から手を付ければいい？」  
「テナントではどんな物件があるの？」  
「先輩開業医の経験談を聞きたい」今までこう思った経験はありませんか？  
『日経メディカル開業サポート』では、開業までのスケジュールをセルフチェックできる「開業ToDoリスト」や、先輩開業医によるコラム、医師の開業意識調査結果など、これから開業される先生へ有益な情報満載でお届けしています。  
また、物件探しや医療機器導入、会計・税務等、開業に関して適切なタイミングで適切なサポートを受けられる企業を厳選してご紹介しています。ご利用はすべて無料ですので、まずは一度サイトをご覧ください！